



学校で 労働法・労働組合を学ぶ

札幌地域労組に聞いてみよう
労働組合ってどうすごいですか？

外国人技能実習生編 vol.1



技能実習生の不当解雇を許さない

—— 団結は国境を越えて

2020年8月

川村雅則ゼミナール（北海学園大学）

はじめに

私たち川村雅則ゼミナール（北海学園大学）が毎年、「地域研修」事業でお邪魔して講義を受けている札幌地域労組は、どんな雇用形態の労働者であっても、個人で加入できる労働組合であると紹介されますが、もう一点、どんな国籍の労働者であっても、加入ができるという点も強調したいと思います。札幌地域労組は今、外国人技能実習生から寄せられる深刻な労働相談に対応し、彼らの救済・支援に奔走しています。

技能実習制度をはじめとする日本の外国人労働力政策に非常に問題が多いことは、労働界や研究の世界ではよく知られた事実です。しかしながら、世間にはまだまだ十分に知られていません。私たちの日々の暮らしは、彼ら外国人労働者の存在なくして成り立ちません。もっと知られるべきである、との思いでこの「教材」を作成しました。

元になったのは、2019年8月28日に実施した地域研修で札幌地域労組から受けた講義で、講師は、同労組副委員長の鈴木一さんです。

まとめるのに時間がかかってしまいましたが、ご活用いただき、外国人労働者との共生あるいは私たちの国のありかたを考える契機にいただければ幸いです。

なお、第一に、「教材」中の写真は鈴木さんよりご提供いただきました。キャプションは鈴木さんのお話に基づき私たちでつけました。

第二に、講義内容に入る前に、外国人労働者数に関する基礎データと外国人技能実習制度の仕組みを簡単に紹介しています。

川村雅則（北海学園大学）

【参考】

外国人労働者数の基礎データ、外国人技能実習制度の仕組み

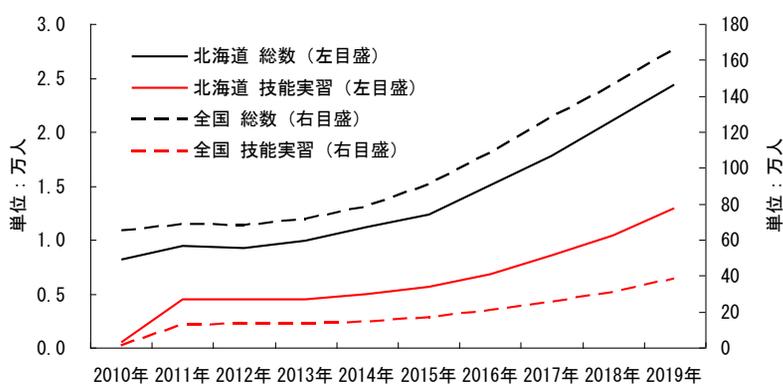
図表 1 在留資格別にみた北海道及び全国における外国人労働者数（2019年10月末）

| | 総数 | 単位：人、% | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----------------|----------------|--------|---------|---------|---------|-------------|---------|------------|------------|---------|-----|
| | | ①専門的・技術的分野の在留資格 | | ②特定活動 | ③技能実習 | ④資格外活動 | | ⑤身分に基づく在留資格 | | | | | ⑥不明 |
| | | 計 | うち技術・人文知識・国際業務 | | | 計 | うち留学 | 計 | うち永住者 | うち日本人の配偶者等 | うち永住者の配偶者等 | うち定住者 | |
| 北海道 | 24,387 | 4,637 | 2,752 | 553 | 12,946 | 3,355 | 3,022 | 2,896 | 1,825 | 876 | 29 | 166 | 0 |
| | 100.0 | 19.0 | 11.3 | 2.3 | 53.1 | 13.8 | 12.4 | 11.9 | 7.5 | 3.6 | 0.1 | 0.7 | 0.0 |
| 全国 | 1,658,804 | 329,034 | 260,556 | 41,075 | 383,978 | 372,894 | 318,278 | 531,781 | 308,419 | 94,167 | 14,742 | 114,453 | 42 |
| | 100.0 | 19.8 | 15.7 | 2.5 | 23.1 | 22.5 | 19.2 | 32.1 | 18.6 | 5.7 | 0.9 | 6.9 | 0.0 |

注：数値は、2019年10月末現在。

出所：厚生労働省及び北海道労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成。

図表 2 北海道及び全国における外国人労働者数及び技能実習生の推移



注 1：数値は、各年 10 月末現在。

注 2：2010年7月に「技能実習」の在留資格が新設。それ以前に技能実習生として雇い入れられた労働者は「特定活動」の在留資格として届けられている。

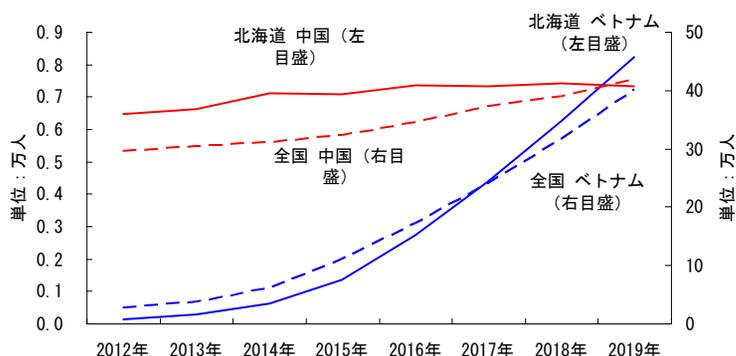
出所：図表 1 に同じ。

厚生労働省及び北海道労働局が発表しているデータを使って、図表 1～4 をまとめました。

第一に、外国人労働者数が急増しています（図表 1,2）。その数は 2019 年（10 月末）には全国ではおよそ 166 万人に、北海道では 2 万 4 千人を超えるに至っています。これを在留資格別にみると、北海道は「技能実習」の多いことが特徴です。2019 年の値では、全国が 23.1%であるのに対して北海道は 53.1%です。

第二に、ベトナム国籍の労働者が全国的に急増しており、北海道でもそれは同様です（次頁の図表 3）。北海道では、2019 年にベトナム国籍の労働者が中国を上回り最多になっています。

図表 3 北海道及び全国におけるベトナム国籍と中国（香港等を含む）国籍の外国人労働者数の推移



注 1：数値は、各年 10 月末現在。

注 2：ベトナム国籍の数値が示されるようになった 2012 年から作図。

出所：図表 1 に同じ。

図表 4 産業別にみた北海道及び全国における外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

単位：人，%

| | 北海道 | | | | 全国 | | | |
|-------------------|-------|-------|---------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| | 事業所数 | | 外国人労働者数 | | 事業所数 | | 外国人労働者数 | |
| 全産業計 | 4,944 | 100.0 | 24,387 | 100.0 | 242,608 | 100.0 | 1,658,804 | 100.0 |
| 農業、林業 | 1,026 | 20.8 | 3,087 | 12.7 | 10,051 | 4.1 | 35,636 | 2.1 |
| うち農業 | 1,020 | 20.6 | 3,078 | 12.6 | 9,983 | 4.1 | 35,513 | 2.1 |
| 漁業 | 129 | 2.6 | 423 | 1.7 | 946 | 0.4 | 3,682 | 0.2 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1 | 0.0 | 14 | 0.1 | 68 | 0.0 | 274 | 0.0 |
| 建設業 | 604 | 12.2 | 2,155 | 8.8 | 25,991 | 10.7 | 93,214 | 5.6 |
| 製造業 | 667 | 13.5 | 7,009 | 28.7 | 49,385 | 20.4 | 483,278 | 29.1 |
| うち食料品製造業 | 474 | 9.6 | 6,113 | 25.1 | 7,369 | 3.0 | 130,814 | 7.9 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5 | 0.1 | 6 | 0.0 | 160 | 0.1 | 533 | 0.0 |
| 情報通信業 | 110 | 2.2 | 491 | 2.0 | 11,058 | 4.6 | 67,540 | 4.1 |
| 運輸業、郵便業 | 121 | 2.4 | 325 | 1.3 | 7,337 | 3.0 | 58,601 | 3.5 |
| 卸売業、小売業 | 571 | 11.5 | 2,469 | 10.1 | 42,255 | 17.4 | 212,528 | 12.8 |
| 金融業、保険業 | 10 | 0.2 | 33 | 0.1 | 1,462 | 0.6 | 10,297 | 0.6 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 85 | 1.7 | 473 | 1.9 | 3,134 | 1.3 | 13,500 | 0.8 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 113 | 2.3 | 270 | 1.1 | 9,760 | 4.0 | 56,775 | 3.4 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 471 | 9.5 | 2,097 | 8.6 | 34,345 | 14.2 | 206,544 | 12.5 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 149 | 3.0 | 537 | 2.2 | 4,841 | 2.0 | 24,112 | 1.5 |
| 教育、学習支援業 | 151 | 3.1 | 2,237 | 9.2 | 6,471 | 2.7 | 70,941 | 4.3 |
| 医療、福祉 | 245 | 5.0 | 467 | 1.9 | 11,700 | 4.8 | 34,261 | 2.1 |
| 複合サービス事業 | 55 | 1.1 | 747 | 3.1 | 1,211 | 0.5 | 4,855 | 0.3 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 267 | 5.4 | 1,010 | 4.1 | 19,510 | 8.0 | 266,503 | 16.1 |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 164 | 3.3 | 537 | 2.2 | 1,924 | 0.8 | 10,636 | 0.6 |
| 分類不能の産業 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 999 | 0.4 | 5,094 | 0.3 |

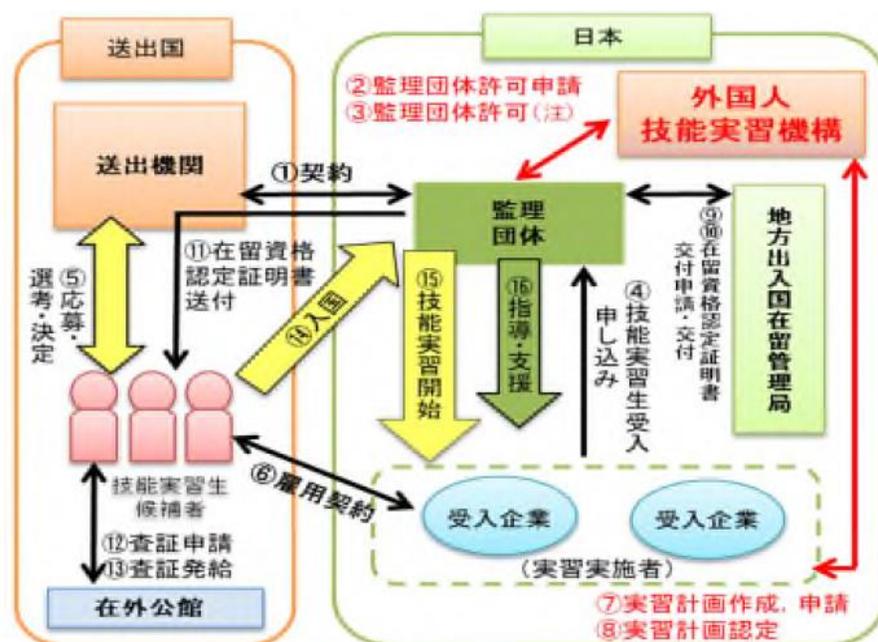
注 1：数値は、2019 年 10 月末現在。

注 2：産業分類は、2013 年 10 月改定の日本標準産業分類に対応している。

出所：図表 1 に同じ。

第三に、北海道は第一次産業とくに農業での受け入れが多いことや、関連して、製造業の中でも食料品製造業での受け入れの多いことが特徴です（図表 4）。

図表 5 技能実習制度の仕組み（団体監理型）



注：団体監理型では、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習が実施される。監理団体の許可は、外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣により行われる。

出所：厚生労働省・法務省作成資料（「外国人技能実習制度について」2020年7月17日改訂版）より。

図表 5 は、外国人技能実習制度のほとんどを占める「団体監理型」の仕組みです。

先行研究が指摘するとおり、外国人技能実習制度は、建前と本音（実態）とが著しく乖離した制度だと言えます。日本で技能を習得し、帰国後には、それを活かして母国の発展に貢献するというのが建前であるのに対して、実際には、いわゆる単純労働の従事者（熟練を要しない労働者、非熟練労働者）としての働きが期待されています。また、「団体監理型」で受け入れ企業となるのは中小企業です。言語コミュニケーションが難しい外国人労働者への労務管理は果たして適切に行うことができるのでしょうか。

外国人労働者の紹介・斡旋が産業化＝人材ビジネス化しており、送り出し機関や受け入れ機関（監理団体）などで中間搾取が発生しています。家や土地を担保に多額の借金を背負って来日することが、実習生を物言えぬ労働者にしています。受け入れ企業に対する指導役であることが期待されている監理団体も、監理料を徴収している立場上、強い指導は行い得ないでしょう。

技能実習制度は、廃止ないし根本から見直されるべきだと考えます。

2019年地域研修



地域研修の風景（2019年8月28日）、左奥が講師の鈴木一さん。

皆さん、おはようございます。鈴木一です。本日は、「ベトナム人技能実習生の不当解雇を闘って」というタイトルでお話しをしたいと思います。

具体的には、札幌の手稲区新発寒で起きたベトナム人技能実習生の解雇事件と、旭川の横にある東川町で起きた、同じくベトナム人技能実習生解雇事件の、2つを話します。

I. A フォーム解雇事件

■カトリック教会からまいこんだ労働相談

1件目は、2019年の正月、1月4日から始まりました。

労働組合の事務所も普通の職場ですから、基本はカレンダー通りに休むのですが、カトリック教会の私の知り合いである西さん〔カトリック札幌司教区難民移住移

動者委員会の専従職員の西千津氏〕から、「鈴木さん、ちょっと困っていることがあるので、一緒に来てくれませんか？」と1月4日に連絡がありました。

ベトナム人は、カトリックの信者さんが人口の1割位いると言われている国です。ベトナムから日本に出稼ぎに来ていて教会に礼拝に来られた方から、職場で

困ったことがあるという話をたまたま聞いてウチにつながってきたのです。

具体的には、Aファームという会社で働いていた手稲区に住むベトナム人実習生からの相談で、相談内容は、雇用期間を残して解雇の通告をうけたというのです。



解雇通告をうけて困り果てた実習生たち。手前の女性が西さん。

■多くの若者が出稼ぎで来日しているという現実

先に技能実習制度のことにふれておきます。

この制度では、これまでは中国人が圧倒的に多かったのですが、今は中国人を抜いてベトナム人が多い。他にも、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、バングラディッシュなど、日本からみると経済的にずっと貧しい国の人たちが多いです。

名称こそ実習生とは言っていますが、端的に言って、「出稼ぎ」です。

日本の高い技術を学ぶとかなんとかと建前はなっていますが、みんな、

一円でもお金を稼いで本国に送りたいという思いで働きに来ています。

相談をしてきた彼女たちは、皆さんとほとんど同じくらいの歳です。20歳前後。正確には19～22、23の子たち。全員が女性です。ベトナムの、おそらくずいぶんと田舎から来たのだと思います。

そういう田舎で育った子たちが、日本へ出稼ぎに来て本国に仕送りをする。残業やら諸手当を入れれば、多い月だと20万位の稼ぎにはなります。そのうち2～3万円だけ自分の手元に残して全部を親に仕送りするのですよ。皆さん考えられますか。皆さんと同じ世代の人たちが家族に仕送りをするために働きに出てくる—そういう現実があるということをまずおさえて欲しいと思います。

■事件となった現場・会社

Aファームには親会社があって、A運輸という割と中堅どころの運送屋さんです。ミキサー車や学校給食の運送を行っています。Aファーム自体は、石狩と栗山に工場を所有していて、きのこの生産を請け負っている会社です。ただ、請け負っているといっても、経緯の詳細などは省きますが、ある会社のダミー会社であることが我々の調査で分かっています。

技能実習制度の仕組みは、Aファームが労働者を直接雇うのではなく、監理団体を中間に介して雇う、という仕組みになっています。その監理団体は、和寒にあるX協同組合というところでした。

Aファームが作ったきのこの商品は、どこのスーパーでも流通しています。北海道で出回っている椎茸やえのき茸のかなりの割合を、この会社の製品が占めているそうです。皆さんも目にしていると思います。

■技能実習生が暮らす劣悪な住まい



技能実習生が暮らす寮があった倉庫。全体で年間約500万円の家賃等が取られていた。

事件の話に入る前に、彼女たちの住んでいる寮の話をしてしましよう。

寮というより、倉庫というか車庫というか小屋というか、そんな感じです。ベトナム人の実習生がここに12人住んでいました。この向かい側にA運輸の本社があって、結構立派な社屋です。

住む場所とどうてい言えないのは、まず、積雪寒冷地である北海道で断熱材も何も入っていない。よくこんなところに住まわせるなと思います。



一年中ビニールをかけたままで開閉のできない窓。

これは外から見たところですが、窓にビニールが貼っています。冬を越すとき限定ではなく、一年中ビニールをかけたままなのです。そうすると夏はどうなるかを想像してみてください。窓が全く開けられないのです。酷い住環境です。そして中も小汚い。埃が一杯でゴミがこびりついているような感じです。



むき出しの天井。見る機会はないのではないか。

この写真は部屋の上を写したものです。普通は天井裏と言って、天井がはってあ

りますよね。ですから天井と屋根の裏側には空間があります。そういうのが無い。板が貼っていないから天井裏がむき出しになっているのです。



狭い部屋に設置された二段ベッドで寝泊まりする実習生たち。

これは彼女たちが寝泊まりしているベッドです。この部屋には二段ベッドが3つです。この部屋に6人で住んでいるわけですが。換気扇はついているのだけれども、風が隙間から漏れてくるからビニールでぐるぐる巻きにしているのです。

そしてこの壁を見てください。通常は、断熱材のウレタンをだーっと吹き付ける。

皆さんのお住まいも、壁を剥がすとこれが出てきます。普通の住宅は、このウレタンの上にグラスウールや発砲スチロールをはって、そして内張の壁をはる。そういうのがない。外の鉄板の上にウレタンを吹き付けているだけ。そんなところによく住まわせるなと思います。

こういう部屋の状況を見て、まず腹が立ちました。床なども、全て、素人が工事していることが分かります。あちこちをガムテープでとめているような床なのですよ。

■ネズミがかけまわり、室温がマイナスになる寮



ネズミが出入りする穴。夜は運動会状態だとか。

この写真は、ベッドの足の下の写真です。この穴は、ネズミの穴なんです。

出稼ぎに来ている彼女たちは少しでも

お金を残すためにいつも自炊なのですが、お米も、業務スーパーなどで大型サイズの袋で安いお米を買ってきて、そのまま置いてあるのですけれども、夜になるとそのお米をカリカリとネズミが食べる音がするのだそうです。穴をふさげばいいと思うかもしれませんが、この穴をふさいでも、この壁との間にずっと隙間があるものですから、ふさいでもムダなのです。ですから夜はずっと、ネズミの運動会状態。そういう部屋に彼女たちを住まわせているのです。



隙間風が入るというところに寒暖計を設置して室温を測定。

後日に、支援者の弁護士から「部屋の温度を測りなさい」とアドバイスがあり、寒暖計を買ってきて、記録を付けさせました。彼女が寝ている枕元で測定したのですが、その温度がマイナスになるのですよ。マイナスですよ。

今の札幌でこういう暮らしをしている人はめったにいませんよね。夜の19時か20時に測って1度で、朝になったらマイ

ナス5度とか10度位になるのです。



ベトナム人技能実習生が「日本へ来て初めて見た」という手動着火式のコンロ。

これは彼女たちが自炊で使っているガスコンロです。チャッカマンで火をつけるタイプです。これが日本の高い技術ですか、とさすがに彼女たちも笑っていました。こうしてガスに火をつけるのを日本で初めて見ました、と。いくら経済的に後進国とされるベトナムだって、カチッと回したらポッと火がつくわけですよ。



簡単に外せる寮の出入口のカギ。自分の娘なら住まわせるだろうか。

鍵の問題も酷いものです。ここはいわゆる女子寮に該当するわけですよ。女子寮でこんなおんぼろな鍵をつけますか。この隙間にドライバーのようなものを刺してぐっと力を入れれば簡単にあきますよ。すぐ壊れるような鍵ですし、そもそも、力のある人がぐっと持ち上げたらね、ドア自体が外れてしまうのですよ。

二十歳前後の女性たちを住まわせているところにこんな鍵しかかけていないのも酷いと思いました。

■雇用期間を残しての突然の解雇通告

では、彼女たちからの相談内容に話を進めましょう。彼女たちからの相談は、雇用期間を残しての会社からの解雇通告でした。

というのは、彼女たちはみんな、3年の雇用契約で日本に来ているのです。3年間びっしり働いて帰る予定で、来るときには借金もしています。大体100万の借金を抱えて来日するそうです。1年目の稼ぎは殆どが借金の返済に消えるのだけれども、2年目からはようやく本国への仕送りになっていくのだそうです。

ところが今回彼女たちは、人が余ったので帰って欲しいと会社に言われたらしく、途方に暮れたわけです。借金までして日本に出稼ぎに来ているのに、急に会社の都合でお前ら要らないわと言われたわけですから。

どうでしょうか、皆さん。これがもし、ウチに相談に来ていなければ泣き寝入り

せざるを得なかったと思いますけれども、私たちの労働組合では、3年の契約で来ているのだから、本国に帰れと言うのであれば、残りの期間分の賃金を補償しなさいと主張ができます。

実際このケースでは、ほとんどの人は7、8か月位を残していましたので、その分を補償しなさいと主張しました。これは正当な権利です。裁判をやれば勝てます。そのことを団体交渉の段階で会社側に通告するわけです。

もっとも、相談してきた彼女たちはそんなことを知りませんから、最初に示した写真で分かるように、皆とても暗い顔をしているでしょ。どうしようかな、困ったなという感じで。

■会社からの虚偽の説明と、労働組合による団体交渉

後日に彼女たちが会社側の説明会で説明を受けることになったので、録音をお願いしました。そうしたら会社側は、彼女たちがベトナム人だから何を言っても分からないだろうと、好き勝手にベラベラと酷いことを喋っている。完全に人を騙すような辞めさせ方を説明しているのです。こちらをあまくみたおかげで、それがばっちり録音されました。

もうとにかく、早くに辞めろ辞めろと言ってくるわけです。そして、今辞めるのであれば20万やるぞ、30万やるぞ、といった条件をつけている。

ところが、20万、30万では本来は許さ

れません。残りの雇用期間を考えると、これは1人当たり約100万円位の賃金を支払う必要のあるケースなのです。

ですから相談にのって、組合に加入してもらい、組合で交渉しました。団結権を使った交渉です。それが私たち労働組合の特徴です。

皆さんもご存じかと思いますが、団体交渉は、使用者が拒むことは出来ません。拒むと不当労働行為になります。労働組合法の第7条に書いてあります。もし不当労働行為が行われた場合には、労働委員会という組織から救済命令も出ます。損害賠償の請求も可能です。

こういう理屈を使いながら、経営者たちを団体交渉の場に引っ張り出す。こういう悪徳経営者は文字通り引っ張り出す必要があります。

そしてまず、退職強要をやめなさい、と我々は主張します。彼女たちは何も悪くないのに、辞めろ辞めろ、早くベトナムに帰れと会社側は言っているわけですから、その退職強要をやめさせます。

ちなみに、退職強要で酷いケースになると、いきなり空港に連れて行かれ、そのまま本国に送り返されます。入国管理局という行政機関が悪徳経営者の味方をするのです。口封じのため外国人労働者を強制的に帰国させる際に、悪徳経営者が入国管理局に彼らを逮捕させたりするのです。日本の役所が外国人の人権侵害に手を貸しているという実態があるのです。

■団体交渉では書類の提出を要求する

次に、交渉時には資料を出させます。このケースだとまず労働契約です。

彼女たちとAファームとの契約がどうなっているのか。いついつまでの契約ということが契約書には必ず書いています。ですからそれを見れば、残りの期間が分かって、少なくとも、賃金補償の義務がどの位あるのか分かります。

書類提出のこの要求を使用者側は拒むことは出来ません。もちろん、無い物は出てきませんが、資料があるのに出さないというのは交渉を拒否したと同じですし、これらはあって当然のもので、すから、雇用契約を出しなさい、就業規則を出しなさいと私たち労働組合は主張します。

■母国語で就業規則が作成されていないという問題

ちょっと脱線します。

今、就業規則についてふれました。就業規則は10人以上の労働者がいたら必ず作成して労働者に周知する義務がある。では、ベトナム人や中国人の実習生の場合はどうか。

答えは、彼らも労働者ですから、日本の労働法が全部適用になります。

ところが、殆どのケースでは、日本語の就業規則しか作成されていません。皆さんの中にベトナム語が分かる人はいますか。いませんよね。私も全く分かりません。私たちが海外の言葉が通じずに

文字を全く読めないのと同じように、彼女たちも、日本語の就業規則は、読むことなどできやしない。ベトナム人を雇用しているならベトナム人に分かる就業規則がなければ意味がないでしょう。

私はこの問題で、厚生労働省の役人と交渉をしたことがあります。そうしたら彼らは、「いや、それについては、何とも言えません」、「判断出来ません」と言ってくるわけです。こういうふざけたことを言うのですよ、日本の役人は。彼らは東大とか京大の法学部などを出ているわけですよ。お前たちには血が通っていないのか、と言いたかった。

労働者が読めないようなものを掲示していても無意味ですよ。ベトナム人を雇用するならベトナム語で書いた就業規則を用意させろ、と思います。

どのみち使用者は、外国人労働者を安く使って儲けを生み出すことが出来るのだから、その中から、お金をかけてでも、ベトナム語に翻訳した就業規則ぐらい作れるだろうと思います。しかし肝心の厚生労働省自体がそういう態度ですから、末端の監督署なども指導のしようが無いですよ。いずれにせよ、杜撰な制度だと思います。

■不当な圧力をかけられたけれども彼女たちは負けなかった

話を戻します。団体交渉で組合が主張するのは、法令を守れということです。

これは強い態度で主張できます。法律

を上回る要求の実現は手間暇がかかりますが、法律を守らせることならできる。使用者側もうんと言っただけ。ですから、今回のケースでは、彼女たちをどうしても辞めさせるといふのなら、残りの期間の給料を補償しなさいと主張していくことになります。

ところで、このケースが非常に悪質だったのは、監理団体がベトナムの送り出し機関にすばやく連絡をとって彼女たちの家族に圧力をかけたことです。おたくの娘さんが札幌で騒ぎを起こして困っている、なんとか静かにさせろ、といった具合に。

もっとも今の時代は、皆スマホでつながっています。電話番号は持っていないようなのですが、ベトナム人は皆Facebookをやっている。ベトナムの実家と札幌で働いている彼女たちがFacebook上でやりとりができる。そうすると、今日あんなことで何か変な人がウチに来ただけけれども、とベトナムの実家から彼女たちに連絡が入る。

昔はこういうことが出来ませんでした。中国人が実習生が多かった時代には、そもそも携帯電話などを最初に没収されてしまうことが多かった。ベトナム人の場合には、やはり最新の情報伝達手段を持っているのが強みです。

今回も、ベトナムの送り出し機関からの圧力がありましたが、彼女たちもなかなかたいしたもので、うるさいわよと跳ね返して、逆に、実家の親たちも彼女た

ちを応援し始めた。ですから、くじけて労働組合をもうやめます、という人はいませんでした。

ただ、組合に入らないという人は一定程度出ましたね。Aファームの寮は2階建てなのですが、2階の住人たちは、皆おそらく会社側に根回しされたのだと思います。全く組合に寄り付きませんでした。

注：「労働組合に入るな」と監理団体が彼女たちに指示していたことが後に判明する(鈴木さんによる後日談)。

■迎撃態勢をとって団体交渉にのぞむ

Aファームの団体交渉は、まさにこの部屋で行いました。

会社側は僕らの中に入れてくれないものだから、お宅の事務所でいいですよとか言うので、こちらも迎え撃つ態勢をとりました。新聞社やテレビ局に依頼して取材に来てもらうのです。

団体交渉を行い、交渉を終えて外に出ると、北海道新聞やNHKの記者が控えているのですよ。外で取材をさせて欲しいと。会社としてはそのことだけでビビりますよね。悪いことをしているという自覚があるものだから、ニュースに出て叩かれたらまずいと思うわけです。そこをたたみかけて、賃金の補償と、帰国の際の飛行機代も補償させる。

行き帰りの飛行機代を会社側が払うのは当たり前ですが、確認をしておかないと、自分のお金で帰れとか言い出されかねない。ベトナムまでだと、LCCでも7,8

万はかかるのではないでしょうかね。

ちなみに、最初の交渉では、会社側からは権限のある人が出てきませんでした。専務だったか常務だったかが出てきたのですが、権限のない人だというのはすぐ分かりました。就業規則を見せなさいとこちらが言ったら、ぶるぶる震えてしまっていて、なんだか気の毒な位に緊張していました。

普段は何をしているのかと尋ねたら、きのこの工場の監督さんなのです。ですから、こんな交渉の場に出てきたって右も左も分からないのです。弁護士こそ出てきましたが、会社の偉い人たちは皆逃げてしまった。

いずれにせよ、こういう交渉態度ではダメですよ、と文書で抗議をして、次回からはちゃんと質問に回答できない場合には、不当労働行為になりますからね、と会社側に通告しました。

■劣悪な住居環境でありながら年間500万円もの家賃等が収奪

私が憤りを感じた一つは、ネズミが走り回るような酷い住まいで家賃を取っていることです。

1人当たりで見ると2万円程度とそう高くはないのですが、さらに電気代やガス代やら共益費が追加で2万円です。そうすると、ここには12名が住んでいますから、家賃が24万、共益費も24万、合計で48万円です。こんな住まいで48万円です。年間で500万を超えるのです

よ。これはひどすぎるでしょう。そもそも共益費って一体何なのか。日中は仕事で誰もいないのですから電気代だってそうかからないでしょう。灯油ストーブが1台だけしかないのですよ。お風呂もなくてボイラー式のシャワーがついているだけです。あとは原始的なガスコンロだけ。



冬の夜はわずか 1°C。朝にはマイナスを記録する室温。

廃屋のような倉庫に寝泊まりをさせて年間約 500 万円もの収入を得ている。法律上は、技能実習法という法律があって実費以上は徴収してはいけないとなっている。逆に言えば、実費は取っていいとなっている。

ところがこれがまたくせ者で、そもそも実費って何なのか。どう計算するのか。

このぼろい寮だか倉庫だかも、やれ土地代がどうだ、建物代がどうだと屁理屈をこねれば、家賃をいくらにでも設定できてしまう。結局役所も、家賃については指導のしようがないと言っている。後で弁護士とも相談をしましたが、この実習生の住まい・家賃の問題で、裁判で勝っている例は過去に一つも無いのだそうです。むしろ、もっと法外にとっている連中もいるのです。それでも、裁判所はなかなか家賃の返還は認めないのだと。

でも私たちは、家賃分を返せと言いました。そして結論からいうと、半分は返還に応じさせました。

これは向こうについての弁護士が話の通じる人だったということもあります。彼は、普段は交通事故の処理ばかりをやっているような若い弁護士だったのですけれども、私はこう言いました。先生ね、先生のウチにはネズミは出ますか？ 先生に娘さんがいて、こういうウチに住まわせられて、家賃を取られていたらどう思いますか？ 許せますか？ と。

会社側の弁護士として屁理屈をこねることもできたと思いますが、この人は黙ってしまいましたね。黙ったということは良心があるということで、もう反論出来なくなってしまった。それで恐らく会社側を説得してくれたのでしょう。全額は難しいのだけれども、半額は返すということ会社側に認めさせました。

和解協定書 BIÊN BẢN HÒA GIẢI

株式会社 (以下「会社」という) と札幌地域労組 (以下「労働組合」という) は、会社が雇用するベトナム人技能実習生 (以下「実習生」という)

に

関する労使紛争について、下記のとおり合意する。

Công ty cổ phần (sâu đây gọi là “công ty”) và công đoàn địa phương Sapporo (sâu đây gọi là “công đoàn”) đã thống nhất về tranh chấp lao động về những người thực tập sinh Việt Nam mà công ty thuê (sâu đây gọi là “thực tập sinh”) như là Nguyễn Thị Thu Huyền, Lê Thị Dung, Hà Thị Thùy Linh, Phạm Thị Vân Anh (sâu đây gọi là “đoàn viên như Huyền”) như sau.

記

1. 合意解約の確認 Xác nhận chấm dứt hợp đồng có sự đồng ý

会社と労働組合は、

ら4名の実習生について、

本年 月 日をもって会社との雇用契約を合意解約することに同意する。

Công ty và công đoàn đồng ý thống nhất chấm dứt hợp đồng thuê lao động của 4 người Nguyễn Thị Thu Huyền, Lê Thị Dung, Hà Thị Thùy Linh, Phạm Thị Vân Anh vào ngày hôm nay tức ngày 15 tháng 2 năm nay.

2. 解決金の支払い Trả tiền giải quyết

会社は組合員 ら4名の実習生に対し、解決金として次の金額を各自の給与振込口座へ本年 月 日までに支払う。振り込み手数料は会社が負担するものとする。

Công ty sẽ trả tiền với số tiền như sau cho 4 người thực tập sinh, đoàn viên như Huyền và gửi tiền đến từng tài khoản của mỗi người đến tháng 2 năm nay để làm tiền giải quyết. Tiền chi phí gửi tiền thì bên công ty sẽ chịu.

日本語とベトナム語で表記した和解協定書。

最終的には、残りの期間についての賃金補償をする、ということで会社側から白旗が上げられました。1人あたり100万位の補償金と、半額ですが、部屋代も返還となった。皆さんたちに本日お配りしている資料が、最終的な和解文書です。

これは労働協約とあって、労働組合と使用者の交渉の結果をまとめる文書です。就業規則とか個別の雇用契約よりも、重みのある文書です。

■和解文書は日本語とベトナム語を併記して作成

ちょっと脱線しますが、今回の相談者はベトナムの人たちですから、彼女たちに分かる和解文書を作らないといけません。彼女たちに分かる就業規則を作れ、と会社側に言っている手前もあり、日本語だけで作って済ませるわけにはならないですよ。

ところが、ベトナム語に翻訳ができる人を探すのは大変なんです。北大あた

りならベトナムからの留学生もいるのですが、彼らはどちらかというとベトナム政府に近い人たちなので、こちら側の立場で動いてくれるかどうかはちょっと微妙。

そういう意味では、こうした作業を引き受けてくれる人にも恵まれてラッキーでした。本当はちゃんと翻訳料を払わなければならないのでしょうけれども、日本語の翻訳を付けてくれました。

■技能実習制度は、外国人を日本嫌いにしていないか



実習生たちは、新千歳空港からベトナムへ笑顔で帰国。

以上のように、1人100万円ずつ持たせて国に帰すことが出来ました。

これは千歳空港で見送った最後の写真です。色々辛い思いはしたけれども最後に良い日本人に出会って助けてもらって良かったという感想をいただきました。自分たちで言うのもおかしいかもしれませんが、私たちに会わずに、泣き寝入りで帰されていたら、日本のことは絶対に許さない！という感情を抱くようになっていたと思います。

そういう意味では、この外国人技能実習制度は、多くの外国人を、日本を大嫌いさせた上で帰国させる制度になっていると思います。

こんなにいじめられて使い捨てにされて、しかも、経験するのは、本国で役に立つ技術などではありませんのでね。彼女たちがやっていた仕事だって、端的に言えばナメクジ取りです。

消費者はスーパーで売っている綺麗なきのこしか見る機会はありませんが、きのこにはナメクジが一杯つくので、それをピンセットで取るという作業を朝から繰り返すのです。そのどころが、高度な技術の習得なののでしょうか。ただ低賃金で使える労働力が必要なだけです。日本人の若い子たちなら、募集したって来ないでしょう。皆さんだって、石狩の工場でナメクジ取り作業を時給800いくらでやりませんよね。

Ⅱ. Bファーム解雇事件



技能実習生たちは私たちのすぐ近くで暮らし働いている。

2 つ目の事件について話しを進めていきましょう。

東川町の B ファームで起きた、ベトナム人実習生の解雇事件です。この事件も相談者は全員女性です。本社は、B 社という名古屋の会社です。B ファームは東川町にあって、その支店が美幌町にあります。

監理団体は、名古屋にある、Z 協同組合です。代表の理事は元愛知県の政治家で、県議会議員をやっているような人です。

■技能実習生に対するずさんな雇用

この事件のポイントは、実習生の本当の雇用主は誰なのかということなのです。

というのは、彼女たちは、B 社に雇われているのに、子会社の B ファームの選果場で働いていました。選果場というのは、収穫された農産物がベルトコンベアで流れてくるのを、サイズをあわせて段ボール箱に入れたり泥を落とすなどの作業を行う施設です。しかも、そこの選果場で働いていただけでなく、地元の農家に派遣されて働いていました。

後者は、一般的には、出面さんとか出面取りと呼ばれて、畑の作業が忙しいと

きに手伝いに来てくれる人たちのことを指します。仕事は、地元の農家の人たちと一緒に草取りやら刈り取りやら色々な雑務を行っていた。

おさえておきたいのは、まず、雇用主はB社なのに勝手に子会社で使うこと自体が法律に触れることです。その上に農家で働くというのは、B社が運営している農場でも何でもないですから、いわゆる派遣労働になる。外国人実習生には、派遣労働は認められていませんから、この点も法に触れる。

要するに、外国人労働者の保護に関する規制が日本では弱いために、ずさんな雇用が野放しになっていたことが今回の事件で明らかになりました。

■技能実習生 21 人の解雇

雇用条件書
ĐIỀU KIỆN TUYỂN DỤNG

□1号のみのコース
Khoá 1

■2号コース
Khoá 2

2017年7月29日
Ngày tháng năm

実習実施機関名
Cơ quan thực hiện thực tập

所在地
Địa chỉ

電話番号
Điện thoại

代表者 職 氏名
Người đại diện/ chức vụ

I. 雇用契約期間
Thời hạn hợp đồng

1. 雇用契約期間
Thời hạn hợp đồng
(2017年7月29日～2020年7月19日)
(Từ ngày tháng năm đến ngày tháng năm) ○入国予定日 2017年7月19日
Dự kiến nhập cảnh: ngày tháng

2. 契約の更新の有無
Gia hạn hợp đồng

■原則として契約の更新はない □原則として更新する
Không gia hạn hợp đồng Gia hạn hợp đồng theo nguyên tắc.

(更新の判断基準・経営難により実習実施機関を変更する等、会社の経営状況が著しく悪化した場合には、契約を更新しない場合がある。)
Trường hợp thay đổi cơ quan thực hiện thực tập do cơ chế thay đổi hoặc hoạt động kinh doanh không thuận lợi thì cũng có thể không gia hạn hợp đồng nữa

II. 就業の場所
Nơi làm việc

III. 従事すべき業務(職種・作業)の内容
Nội dung công việc

職種: 耕種農業 作業: 田作野菜
Trồng trọt Làm ruộng, trồng rau

実習生たちの交わした雇用契約書。

これが彼女たちの雇用契約書です。実習実施機関はB社になっていますよね。そして、期間は、2017年の8月から2020年の7月までと書いています。

実習生は、ほぼ全員と言ってよいと思いますけれども、3年契約で来日します。3年間で一生懸命働いてお金を稼いで母国へ帰ります。

ところが今回、技能実習生21人が解雇されたという相談が入った。

なんかこの解雇はおかしい、不当解雇ではないのかと、士別で会社経営をしている今井さんという方〔今井裕氏、かわにしのおかずお農場株式会社代表取締役会長〕から連絡が入りました。それが今年の1月末、真冬のことです。

小野寺さんという札幌の弁護士〔小野寺信勝弁護士、札幌弁護士会所属・北海道合同法律事務所〕が、この件で、士別で打ち合わせをするのだけれども、労働組合の方でどなたか行きませんか、というメールをメーリングリストに投げました。外国人労働問題に関するネットワークです。

ウチがしゃしゃり出るのも悪いかなと思って、遠慮がちに見ていたのですが、ところが、正月が終わったばかりということもあって、誰も手をあげない(笑)。それで、それならウチが行きますよ、となりました。

■猛吹雪の中の出張労働相談

この日が運悪く猛吹雪で、札幌を出たのが15時位なのですが、高速が通行止めになっていて、岩見沢まで乗ったり美唄で降りたりして旭川までたどり着くのに5時間位かかりました。そして、予定を変更して、東川まで来て、みんなで落ち

合うことにした公民館に着いたのが 20 時でした。



猛吹雪の中、札幌から車を飛ばして実習生たちとなんとか会うことができた。手前左からサムさん、小野寺弁護士。

これはそのときの写真です。報道も取材に入っています。皆さんの解雇はおかしいのだと彼女たちに説明しています。

写真手前左に同席されているのは、サムさん〔ファン・トゥアン・サム氏〕というベトナム人で、先ほどお話しした、士別の経営者の会社で働いている、非常に優秀なスタッフです。彼が全て通訳を担当してくれました。

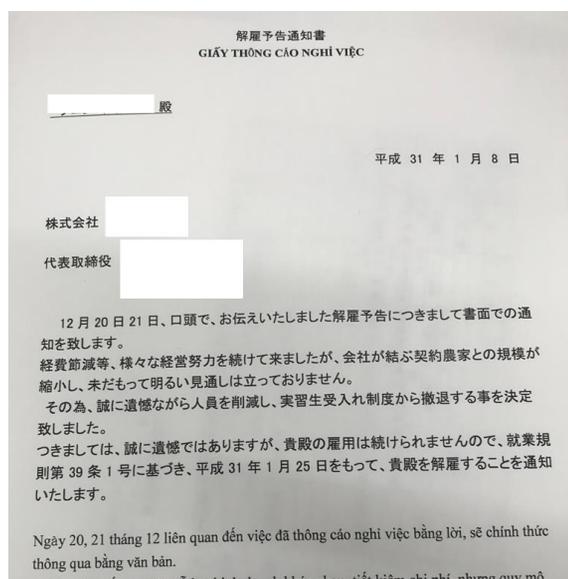
ただ何せ時間がない。会場に着いたのが 20 時で、21 時には追い出される。役場の運営している公民館なものですから。でも 1 時間では話が全然出来ないから、今度は、旭川でカラオケボックスを探して、そこで打ち合わせをして、終わったのが深夜です。

あなたたちの解雇は違法だからウチの組合で対応するよ、でもそのためには私

たちの組合に入って欲しい、そのことで交渉権が発生するから、ということを彼女たちに説明するわけですが、なにせ時間も無いし、日本の労働法がどうのこうのと丁寧な説明をする余裕もないわけですよ。ですから、おじさんをとにかく信用して頂戴（笑）みたいな、そういうアバウトな説明になってしまう。

とはいえ、彼女たちにしてみれば、もし我々が詐欺師だったらどうするのかという話で、会社側つまり日本人に騙されてばかりいるわけですから、ちょっとおっかなびっくりだったと思いますよ。

ですから、全員が組合に加入したわけではなく、一部は会社側からの巻き返しで、絶対そんなのに入るな、お前ら騙されるぞ、みたいなことを言われて、組合に入りませんでしたね。でも、相談に参加した 10 人のうち 7 人が組合に入って、頑張ります、ということになりました。



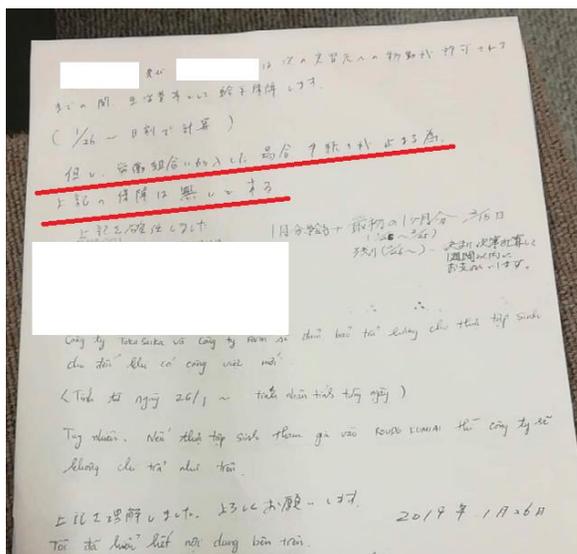
実習生たちに示された解雇通知書。

ちなみに、これが解雇通知書です。あなたを解雇しますという趣旨のことが書かれています。

Bファームは美幌にも工場があるものですから、私たちはそこにもオルグに入りました。オルグというのは、組合への勧誘、組織化です。美幌でも10人位のベトナム人実習生が解雇されているのです。ですから、組合に入ろうよと呼びかけました。

このときは、札幌から美幌まで日帰りで行ったのですが、結局、会社側からの巻き返しが強くて、美幌の実習生は誰も組合に入ってくれませんでした。

■露骨な不当労働行為と証拠文書



不当労働行為が明記されたB社作成の文書。入手はなかなかできないレアものだそうだ。

ただ、凄い成果も獲得できました。この写真は、労働組合に入った奴には給料を保障しないぞ、と書かれた文書です。

監理団体の幹部がB社へ作成を指示したもので、労働組合に入ったら賃金保障は無しだぞ、と脅しているわけです。言うまでもなく、不当労働行為です。

仕事が無いから解雇すると会社は言ったわけですが、次の仕事が見つかるまでは給料を払ってやる、と述べた上で、だけれども労働組合に入った人には給料は払わない、と書いてあるのです。これは凄い文書なんですよ。

凄いというのは、こういう脅しや懐柔は日本人労働者に対してでもよくあることなのですが、会社側は証拠をなかなか残さないんです。というのも、組合に入ると不利益を与えるというのは不当労働行為になりますのでね。ですから通常会社は、証拠は残さないように、例えば、焼き鳥屋に呼びつけて、お前にだけちょっと餌をやるから、とか、組合をぬけないと酷い目に遭わせるぞと、口で言って、何か問題になっても、そんなことは言っていないよ、ととぼけるわけです。

ところがこのケースでは、ベトナム人だからと甘く考えたのか、文書に残したんですね。

B社及びBファームは、「次の実習先の異動が許可されるまでの間、生活費等として、日割りの計算で給与保障をします。但し、労働組合に加入した場合は手続きが止まるため、上記の保障は無しとする」と書いてある。この「手続きが止まる」云々は、会社が勝手に言っているだけで、要するに、労働組合に入ったら

いじめるよと言っているだけです。

こういうのが文書でバーンと出てきたわけですから、我々からすると、ちょっと語弊がありますが、やったぜという感じですか。ある意味、皆さんよくやってくれましたと感謝したい。

■労働委員会への救済申し立て+解雇無効の提訴+外国人技能実習機構への申し入れ

そこから怒濤の闘いです。まず、不当労働行為に対して労働委員会に救済申し立てを行いました。時期的にちょうどAファームの問題も同時進行でしたから、なかなか大変で、土曜も日曜もなく、夜中も含めて駆け回りました。

労働委員会への申し立てを行いつつ、小野寺弁護士が、同じ日に、札幌地裁に対し、札幌地域労組を原告とした、団結権侵害による損害賠償請求の訴えを起しました。

そして、外国人技能実習機構にも申し入れを行いました。はっきり言ってあまり役に立つ機関ではありませんが、外国人労働の問題で違法行為があったら指導するという建前に一応なっているものですから、そこにも申し入れを行いました。

これら3つを、準備を含めて同時並行で行って、そして、記者会見も開きました。

ここまでのことを行うのは滅多にありません。柔道、レスリングに例えれば、3つ位のワザを同時にぐっとかけて、もう

身動き出来ないぞ、と押え込んだ感じですか。それで記者会見を行ったわけです。



記者会見を開いて問題を告発する（2019年1月29日）。手前は、三苫文靖書記次長（現書記長）。

マスコミがこうしてたくさん報道してくれたのも、問題解決につながる結果になりました。

なぜ報道してくれたかと言えば、事件の問題性もさることながら、彼女たちが堂々と顔を出して、ある意味、自分たちを世間に晒して、この解雇はおかしいということを発言したからだと思います。これが、陰に隠れて顔にモザイクをかけたり匿名でやっていたら、報道はなかなか難しい。堂々と記者会見をしました。

記者会見では、集まった記者から質問が途切れませんでした。それだけ関心が高かったということですが、それにしても、これだけの露骨な不当労働行為、不当な解雇も珍しいと思います。



同日夜に集会も開催して、市民・労組関係者に支援を訴える。

その夜には支援集会も行いました。東川の解雇された子たちとAファームの4人のメンバーがこの会場で一緒になって、お互いに頑張ろうね、となりました。

■団体交渉は会社側弁護士による謝罪から始まった

さて、団体交渉が始まりました。そうしたら、これは珍しいケースですが、会社側についていた弁護士がパッと立ち上がって「この度は大変申し訳ございませんでした」と謝罪をするわけですが、弁護士がですよ。こういうのは僕も初めての経験でした。肝心の会社の専務だか常務だかは、横で他人事みたいにぼかーんとしている。

口先だけじゃないかという見方もあるかもしれませんが、いずれにせよ、争ったら勝ち目はないと彼らには分かっている、最初から白旗を上げています。必ず会社が解決する、と最初に彼は言いました。組合に対して非常にフレンドリ

ーな態度でした。

■新たな就労先ではなく賃金補償を団体交渉では求めた



東川町での第1回団体交渉(2019年2月4日)。

団交では、残りの雇用期間がこれだけあるのだから、きちんと補償しなさいと主張した。ちょっと複雑だったのは、彼女たちの残りの雇用期間がそれぞれ異なるのです。3パターンくらいあって、一番長い人だと残りが2年ちょっと。短い人では5,6か月。ですから、それぞれの補償期間や金額は異なるのだけれども、とにかくこれはもうお金で補償して欲しいと告げました。

というのも会社側は当初、彼女たちの次の実習先を見つけました、と告げてきたのですよ。ところが、それはどこですかと聞いたら、留寿都村、赤井川村、和寒町、ほかに江別もあったかな。

要するに皆がバラバラになるわけです。バラバラにさせられてまた酷い目に遭わされるのはたまったものではありません。

ですから私が言ったのは、次の実習先の紹介は結構です。彼女たちは、お金を稼ぐために日本に来ています。ですから、解雇をしたのだから次の実習先よりも賃金を補償しなさいと主張しました。そのほうが彼女たちにとってずっと良い。そこは私も頑張って、弁護士に持ち帰ってもらいました。

交渉が終わったら、彼らは、外で待っていたマスコミに取り囲まれる。彼らもう、必ず解決しますと言わざるを得ない。こういうのも会社側へのプレッシャーになったかなと思います。

■ 団交会場に現れた思いも寄らぬ人物

余談になりますが、団体交渉の会場では、思いも寄らぬ人たちが2人が待ち構えていました。

まずベトナム本国の送り出し機関からの人間です。本国で人を集めて、手数料だと称して皆から1人当たり100万円位のお金を取って送り出す。それを商売にしているのですから非常にたちが悪い。

その彼らが何をしに来たかと言えば、要するに、お前ら騒がないで黙って働け、みたいな圧力をかけにきた。実家にも、暗に圧力をかけていたそうで、非常にいやらしいと思いました。



一見すると、ほほえましい集合写真。しかしそこには激励どころか彼女たちを脅す送り出し機関側の意図があった。

この写真を見てください。左端の男は、ベトナムの送り出し機関の幹部です。団交会場に押しかけて来て、労働組合からの脱退を働きかけてきました。その上に、ベトナムの家族に届けるからと言って、集合写真の撮影を彼女たちに迫ったのです。

もう一人は、大使館から来ました。ベトナム社会主義共和国大使館の一等書記官という男が来ていて、彼女たちに会わせろと言ってきた。一等書記官と言えば超エリートですよ。そういう人が激励や感謝を伝えに来るのかと思ったら正反対です。余計なことをしやがってという態度です。私たちが帰った後に彼女たちだけを集めて、彼が何と言ったと思いますか。労働組合をやめろ、ですよ。労働組合なんか入っていたってろくなことは無いぞと言うわけです。

ベトナムは社会主義国ですよ。建前上

は、労働者が主人公の国です。そういう国がそんなこと言うのかねと私は悲しくなりました。

でも彼女たちは、ベトナム政府が言うことよりも、私たちの言うことを信用してくれた。私たちは労働組合を信じています、組合をやめませんと言ってくれました。それがとても嬉しかった。

■金銭解決は無理か?! ここが労組の粘りどころ

2 回目の団交は、暗い雰囲気の中で始まりました。

代理人の弁護士曰く、やっぱり金銭解決が無理なんです、と言うのです。社長の説得が上手くいかなかった。次の就労先を用意したから何とかそれで頼みますよ、と彼に泣きつかれてしまった。

でも、向こうが解雇しちゃった以上は、こちらとしては、やはり補償をしてください、と強く出ざるを得ない。組合をやめろという不当労働行為についても労働委員会と裁判所にも係争中なわけですから、向こうは非常に不利な立場なのです。裁判も全部負けることは明らかです。

ですから私が言ったのは、解雇も撤回しないのであれば、お金を払うしかないということと、もし裁判をやったら多分3千万位になるかもしれない、でもここで解決するのならもっと安くなりますよ、ということです。

そうしたら弁護士の彼が「鈴木さん、例えばそれは、1千万を切る位でも大丈

夫でしょうか」とボソボソと言ってきたので、内心、「やった、乗って来たな」と思って、「分かりました、それでも検討しますよ」と伝えました。何せ経営者は商売人ですから、裁判になれば3千万払えと言われるところを、ここで決めたら1千万を切っても構わない、というのであれば、こちらのほうが得だと考えるわけですよ。

我々も、裁判で勝つのは間違いないのだけれども、そこまでいくのに2年も3年もかかる。彼女たちはその間ベトナムに帰ってしまうし、どこかへまた出稼ぎに行くかもしれない。その間に打ち合わせをしたり、書類を作ったりするのは大変です。そういうことも考え、金額が多少低くても、なんとかここで和解にもっていきたいと思いました。

このときに向こうから提示された金額を、闘っている7人で割っても、1人当たり100万を超えました。100万円をベトナムに持ち帰れば凄い金額になります。少なく見積もっても3倍、多めに見れば5倍ですから、300万から500万です。彼女たちにも十分に納得してもらえる金額です。

ですから、早いところ社長と相談をしてこいと彼に伝えました。じつは社長は、名古屋から東川まで来ているのだけれども、マスコミに取り囲まれるのを避けて、会場には入って来られず、どこかそのへんでクルマの中にでもいたのでしょう。

ともあれ弁護士が社長と相談して、そ

の場で手打ちになりました。和解の成立です。それが皆さんにお配りしている資料です。金額については公開しないという非公開条項が入りましたので、黒塗りにしていますけれども、いずれにせよこれで和解をしたということです。

■実習生たちの団結力と、たくさんの人たちからの支援



団体交渉を終えて記念写真（東川町農業改善センターにて）。

振り返ってみると、彼女たちは何をやるにもチームワークが良いと思いました。団結力です。苦しい中でも彼女たちは、不当なことに対して負けなかった。

多くの方にお世話になりました。中でも、この闘いの基になる情報を固めてくれたのが、士別にあるしずお農場の今井会長です。この方のところでも、ベトナム人実習生をたくさん使っているのですが、彼は非常にベトナム人を大事にしています。寮も全て個室で、Aファームとは雲泥の差です。個室に住まわせて、日本語を一生懸命教えて、資格を取らせて

いる。そして実習生が資格を取得できたら給料を上げている。

こういう経営者はなかなかいません。今回の件も、これは不当解雇ではないかと彼が気づいて組合につなげてくれた。経営者が僕ら労働組合と連携するなんてめったにありません。経営者の中にも良心的な人はいるという話です。



祝勝会にてベトナム国歌を披露する実習生たち。

この写真は、今回の解雇事件に勝利したことをお祝いする集会で、サムさんと実習生たち、そして、今井会長が「我らは屍を乗り越えて闘う」というベトナム国歌を披露しているところです。

皆さんは、ご存じでしょうか？ ベトナムは歴史上、唯一アメリカに勝利した国です。アメリカという大国の横暴に対して、筋を曲げなかった、アメリカの侵略を追い出した国です。今回、彼女たちも、不当なことに負けずに最後まで抵抗を続けた。彼女たちの歌う姿から、そう

いったベトナムの歴史のようなものを感じました。

そして後日に、感謝のお別れ会をして、最後は、千歳空港で見送りをしました。このときもマスコミがずっと追いかけて来てくれましたが、お別れのときはやはりぐっときましたね。



新千歳空港でのお別れ。笑顔の帰国でも別れはやはり切ない。

Ⅲ. 質疑応答



技能実習生の身に起きたことは、明日は我が身かもしれない。

——私が今住んでいるのがちょうど A ファームの彼女たちの寮の目と鼻の先なんです。劣悪な寮はその後、どうなったのでしょうか。

それから、ベトナム人実習生で労働組合に入らなかった人たちはその後どうなったのでしょうか。

一般論としても、職場でトラブルがあ

ったときに全員が組合に入るわけではないと思うのですが、そういう場合、加入した人とそうでない人とでは扱いはどう違ってくるのでしょうか。

彼女たちの住まいは、私の家からもすぐそばなのです。ちょっとびっくりしました。えっ、外国人労働者が住んでいる倉庫がそんな近所にあるのか、と。

そして建物に入ってみて、その酷さにさらにびっくりですよ。ちょっと衝撃を受けました。私にも子どもが3人いて、2人は娘ですが、自分の娘が異国でこんな扱いをされていると思ったら、やはり許せない。このA社の幹部連中らも自分の子どもが異国でこんな扱いをされていたらどう思うのでしょうか。

■労働組合が扱えるのは原則として組合員のことのみ

私たち組合が取り上げられるのは、理論上は、組合員のことに限られます。ですからAファームを例に言えば、扱えるのは、今回解決して帰国した4人のことだけです。最初組合に入ったのは1人だけでしたが、その後、12名全員に組合に入りませんかと呼びかけたんですね。ベトナム語に翻訳した文書で。

でもその中で組合に入りますと言ってきたのは3人だけ。ほかは組合に入りませんでした。私たち組合は、4人の問題が決着をしたのでA社との関係はもう終わりなのです。

たださすがに、こういう酷い建物に住

まわせ続けるのだとすれば、人権問題として社会問題にするぞ、とA社には伝えました。経営者一族も皆この辺に住んでいますので、あまり酷いことを続けるなら許さないぞ、と。

そもそも、もっとマトモなところに住まわせればよいのです。そう言ったら、費用が高くなるとか、彼らも色々反論してくるのですが全部ウソです。5人とか10人位で一軒家を借りれば1人当たりのコストは安くなります。今まで徴収されている2万円位で十分暮らせるのです。だから、そんな屁理屈をこねなさるな、地元の不動産情報を見ても彼女たちが住める位のアパートはあるぞと伝えた。

そうしたらさすがにこの建物を使うのはやめたようですね。問題が決着してから見に行ったのですが、もう真っ暗になっていて、入り口にシャッターが下りていましたから。

ただ、引っ越した先がどこなのかまでの追跡は出来ていません。聞くところによれば、石狩川を渡った向こう側に外国人が多く住んでいる地域があるらしい、と伺っています。

予想出来るのは、酷い目に遭わせるとまた組合に駆け込まれてしまうと経営者たちも学習しているでしょうから、あまり酷い目には遭わせていないのではないかと推測します。

B社で言えば、残った人たちはまたどこか次の仕事先を紹介されて、そちらに移っていったのではないかと思います。

もっとも、その範囲は全国各地です。しかも都市部ではなく、山奥の田舎かもしれない。どうしているのかと気にはなりますが、残念ながら、労働組合に入っ
て来なかった人たちには僕らに対応のしようがない。原則、組合員のことしか扱
えませんし交渉権がありません。

■私たちのまわりにはたくさんの外国人労働者が働いている



——感想になるのですが、技能実習生のことは報道などで見聞きしていましたが、本当にすぐそばで暮らしているんだなと思いました。しかも、私たちが普段食べているものの生産に関わっているというのも驚きでした。

アンテナを張り巡らせていれば、私たちのそばで実習生が暮らしていることが分かると思います。彼女たちだって札幌のど真ん中に住んでいたのですよ。

今回は女性労働者でしたが、男性労働者も数多く働いている。例えば、工事現場でも、型枠大工やとびなど数多くの職種で外国人労働者が働いている。高い場所で働くとび職は危険な仕事です。

他には居酒屋などの飲食業やホテルなどの宿泊業でしょうか。実習生が色々な業種にどんどん入ってきていますので、皆さんも、周りで困っている人がいたら相談に乗ってあげて欲しい。

ベトナム人の実習生の以前はほとんどが中国人でした。北海道では、オホーツク沿岸——稚内から始まり、猿払村、江刺、浜頓別、興部、雄武、紋別、そして網走、斜里かな。オホーツク沿岸のマチは外国人の割合が高いのです。何故かというと水産加工場の労働力になっているのです。主にホタテ貝の水産加工場です。ですから、そういうマチに住んでいるのは日本人の高齢者と若い中国人といった、いびつな人口構成になっている。

そして、実習生の多くが中国人だった時代には、パスポートを取り上げたり、携帯電話を使わせないなどの人権侵害が一杯ありました。どれだけの人たちが泣き寝入りさせられてきたことか。

以前中国で凄い反日運動が盛り上がったことを記憶していますか。中国ですから、政府が煽ってやらせている面もあるのですが、そのことを報じていたドキュメンタリーで印象に残ったことがあります。運動のリーダー役だった彼は、日本でかつて働いていたことがある人だったのです。日本で働いた経験で彼は日本が大嫌いになったと発言していました。

こういう、日本を嫌いにさせるようなことを今もあちらこちらで行っていることに気がつく必要があると私は思います。

訪問した国でいじめられて嫌な目に遭わされたらその国を嫌いになるのは当たり前じゃないですか。

一昔前の日本だって、貧しい農家の人たちは外国に出稼ぎに行っていました。今のベトナム人や中国人と同じことを我々の先祖は経験しているのです。日系何世と名乗っている人たちはその子孫で、南米にはたくさんいますよね。日本人だからと彼らがいじめられる経験をしたらどう思うのか。よく考えて欲しい。



———**実習先に実習生を送る監理団体の役割にはどういったものがあるのでしょうか。また、技能実習制度を本来の目的に沿ったものにするためには、どういった点を変えていったら良いと思いますか。**

課題は多岐にわたると思うのですが、労働組合でこうした活動をされていてとくに感じることを中心に教えてください。

監理団体の役割に関する質問は、私は専門家ではないので、むしろ大学の先生に聞いてください。

私が皆さんに伝えたいことに限って言うと、一つは、中国でもベトナムでも、その国に送り出し機関があって、ここが

人集めをして、およそ半年とか1年とか教育をほどこすわけです。

まず日本語を教えます。基本的な挨拶や一定の日本語検定が受かるほどに。こんにちとはとか、ありがとうございますとかね。いやらしいなと思うのは、皆で整列させて行進させたり、軍隊式の教育をほどこすのですよ。つまり如何に、使用者にとって従順な労働者であれというのを叩きこまれます。

これらの授業料や手数料が、およそ100万円と言われていています。100万円前後のお金がかかるのです。これが実習生にとって鎖のような役割を果たすわけです。

さらにいやらしいのが、いわば人買いのような構図があることです。つまり、実習先の経営者たちが、先にこのベトナム本国へ実習生の面接をしに行くわけです。そうすると、送り出し機関は乱立していますから——ベトナムだけでも恐らく100社とか200社とかあるのではないかと思います。送り出し機関の人間が、社長、社長と言って寄ってくる、まるで客引きのようなことをするわけです。経験した人の話を聞くと、接待漬けで、ベトナムにいる間、財布を一度も開ける必要は無かったというのですよ。昼も夜も接待。周りに女の子をはべらせて、飲めや歌えや、そして酷いになると、ホテルに帰るとベッドに女性が寝ているというのですよ。そういう接待攻勢をかけて、自分のところの若者を使ってもらおうとするのです。

問題は、その費用は誰が出しているのかということです。つまり、日本に出稼ぎに行こうとする若者たちから集めたお金をそういうことに使っているのです。しかも彼らは、日本では稼げると騙されて送られてくる。

——受け入れる側の問題についてはいかがでしょうか。

受け入れ機関の問題については、先ほどの名古屋の監理団体を例に言えば、実習生である彼女たちはまず名古屋で受け入れられ、2、3か月をかけて、おさらいのような教育をあらためて受けます。そして全国各地、それこそ、今回のように、彼女たちの生まれ故郷とはまったく異なる、積雪寒冷地である北海道に送られてくる。

そしてB社のケースでは、監理団体にいくらのお金が納められているかと言えば、実に、1人につき月3万7千円です。10人で37万円。ここは20人使っていますから、1月だけで74万円の監理料が納められるのです。人を紹介して送っただけでこれだけの手数料が監理団体にずっと入ってくる。これは笑いが止まらないでしょう。

監理団体という組織は一体何のためにあるのかと私は思います。

■ 韓国の外国人労働制度に学べ

ちなみに韓国の外国人労働制度は、日本よりもはるかにまともだと言われている。

ます。

当初は韓国も、日本の真似をして、研修制度から始めていました。しかし研修制度は、1年目は労働者ではないという扱いでしたから、労働基準法が適用にならず、実習制度以上に深刻な問題が起きていました。時給300円での労働とか、残業代は一切払わないとか。こうした制度なものですから、韓国の労働組合は、これは酷いと気がついて、制度をあらためさせました。

さらにそして、技能実習制度そのものをやめて、最初から単純な出稼ぎ労働者として認めるに至っています。最大で10年まで働ける。5年で一度本国に戻る必要がありますが、5年をセットにして、それを2回まで繰り返すことができます。それから、制限はありますが、転職の自由もあります。いずれにせよ、日本に比べると韓国の制度のほうがはるかに外国人に優しい。

日本の外国人労働力政策は、日本嫌いを増やしているようなものだとつくづく思います。あの日本だけは許さんぞ、みたいに思わせてどうするのか。日本は本当に良かった、日本にはいい人たちが一杯いたという経験をした人を世界中に増やしていくことが本来必要であり、そうすれば、外交上も得でしょうに、と私は思います。

注：韓国では、日本における外国人研修制度(当時)を参考に「産業研修生制度」を導入したが、2004年、日本に先駆けて、外国人を労働者として受け入れる「雇用許可制」へと舵を切り、

制度を拡充してきた、とのことである。以上は、加藤桂子「韓国における外国人労働者受入制度」『季刊労働者の権利』第328号（2018年10月号）を参照。

■問題行為や悪質な経営者の取り締まり強化を

問題行為や悪質な経営者を取り締まる必要があります。

外国人技能実習機構という組織があります。全国に事務所があって、北海道では札幌市にあります。認可の書類審査のようなことが行われています。なので、例えば、法律に違反したり酷い行為があれば、認可を取り消すなどの権限があるのですけれども、では今までに一体どの位が取り消しになったのかと言え、驚くことに、全国でたったの1件です。実効力のある組織にする必要があると思います。

もう一つの問題は、出入国管理局です。今回、役所が昇格されて管理庁となりました。ここはただ単に、オーバーステイの問題を取り締まっているだけです。

オーバーステイというのは、決められた期間を超えて滞在することです。実習生のほとんどは3年の期間で来日します。だけれども皆出稼ぎで少しでも働きたいという思いがありますから、そこをつけこまれて、悪い実習先やブローカーの甘言に乗せられて、期間を超えて働くことになる。それがパッと摘発される。

この前も旭川で、ベトナム人3人が逮捕されたと報道されていましたが、本来は、暗躍しているブローカーや実習先こ

そを取り締まるべきです。オーバーステイした実習生を捕まえてつるし上げるだけの報道は、問題です。

注：出入国在留管理庁によると、外国人技能実習生の失踪が年々増えている（2019年では9052人）。「失踪」という事実だけに焦点が当てられ、不法滞在、治安悪化というイメージをつくられることが懸念される。劣悪な労働環境であっても原則として職場を変えることができない現行制度の問題＝彼らの失踪の背景を検証する必要がある。

■技能実習制度は廃止して、正面から労働力を受け入れるべき

結論から言えば、この技能実習制度は廃止すべきだと私は思います。

日本にはこれだけの労働力が不足している、是非来てくださいと言え、良いだけの話です。それをしないのは、日本は、建前としては、移民を受け入れないと公言しているからです。移民にこれだけ冷たい国は世界中みてもないと思います。私は専門家ではありませんが、ヨーロッパの国々と比べると移民受け入れの状況がまるで異なる。

アメリカもトランプ大統領になって酷いことになっていますが、もともとアメリカ自体、先住民族の土地を収奪して建国された移民国家であることを忘れてはなりません。北海道も似たようなものです。先住民族であるアイヌの土地を奪ってなしくずしで現在に至っています。そういう歴史を考えるなら、せめて、今困っている移民の人たちを受け入れるのが人道的な扱いだと思っただけけれども、と

にかく日本は移民が増えるのは嫌だと強く思っています。しかし外国人労働者がいなければもう成り立たないわけです。

技能実習制度には無理があります。海のない国のモンゴルの人たちが水産加工場でホタテの殻剥きをやっています。今回のケースでも、日本の高度な農業技術を体験するのではなく、草取りやら畑仕事の経験です。それがベトナム本国で何の役にも立たないことは彼女たちも分かっているわけです。

日本の高度な技術を学んで、帰国後に役立ててもらおう——こんなにも本音と建て前が乖離した制度を維持し続けている私たちの国は一体何なのかと思います。これは経営者の一部も言いだしている。こんな制度はやめるべきだと。

彼らは、僕らとは違う視点で言っているのでしょうかけれども、今議論されている、特定技能という新たな在留資格制度ができたとしても、経営者にとっては相変わらず使いにくい制度なわけです。だから経営者たちとも共同・共闘して世論を盛り上げて、技能実習制度をあらためられればと思います。



——2 つ教えてください。送り出し機関が圧力をかけたとのことでしたが、これはなぜなのでしょう。もう一点は、助けられる実習生と助けられない実習生の分かれ目はどこにあるのでしょうか。

日本の労働者でも、助けられるケースとそうでないケースとがあると思うのですけれども、とくに技能実習生に関わって、何か条件があるなら教えていただきたいです。

送り出し機関が圧力をかけるのは何故か。ベトナムのケースを例に言えば、出稼ぎは、ベトナムの国策なわけですね。出稼ぎ労働者に外貨を稼いでもらう。それで自国の経済を発展させようという考えです。ですから、ベトナム政府からすれば、権利侵害や労働基準法違反などでいちいち騒ぐなと言うことになる。権利を主張されてもめごとになっては困るという発想です。

この点は中国も同様です。中国も出稼ぎ労働者を数多く日本に送り出していますけれども、念書を取るのです。送り出し機関や監理団体に対する迷惑をかけないこと、と。その中には、労働組合に入るな、という指示もあるのです。

中国は曲がりなりにも社会主義国、つまり労働者の国でしょうに。建前と本音のあまりの乖離というか、共産党の特権階級がただ権力を握っているような、ああいう国をみると何が社会主義国なのかと非常に憤りを感じます。

■助けられるかどうかを分かつもの

実習生で助けられるケースと助けられ

ないケースの違いは日本人も同じです。いかに情報を取るかが命運を決める。ベトナム人からの SOS が多くなってきたのは、やはりスマホを使った、ネットによる情報収集です。皆、自分たちを助けてくれるところはどこかないかと必死になって探すわけです。

今回の東川での紛争も、大きなニュースになって、ベトナム本国でも Twitter や Facebook を通じて広まりました。ベトナム政府の労働大臣にまで伝わったようです。北海道で一体何の騒ぎが起きているのかと。それで大使館の人間が本国から命じられ、火を消しに送り込まれてきたわけです。

皆さんも、職場で困ったことがあったときに、自分だけで悩んでいても潰れてしまいます。人間は弱いですから。それよりは誰かに相談をすることです。そうすれば解決策が見えてくる。

とくに男性は、男は泣くものではないとか、我慢しなさいとか、強くなければならぬといった育て方をされているので、困ったことがあっても泣きごとを言えなくなってしまう。結果として、悩みもストレスも全部自分で抱えて倒れてしまう。

それに対して女の方は、泣き言を言いながら色んな人に相談しているうちにやがて助かるケースが多いと思います。私たちへの相談も、圧倒的に女の人からが多いです。

男性からの相談には、もしかすると首

を吊るんじゃないかという、最後の最後になってからの相談が多いです。困ったときは泣き言を言うべきだし、愚痴もこぼすべきだし、色々な人に相談すること。このことを強く、皆さんに訴えたいと思います。

■労働組合はあなたを救う

最後に、重要なポイントを繰り返します。

日本の労働法は、全ての人が対象になります。不法就労であっても、です。

不法就労だと入管が外国人労働者を時々逮捕しますが、不法就労であっても、労働者の権利は認められます。ですから、不法就労だからと言って賃金を払わないとか休み時間を与えないなどは許されない。不法就労であっても、労働法が適用される。ですから私たち労働組合も役に立つわけです。

労働組合の凄さをぜひ理解して欲しいと思いますし、皆さんたちも、将来困った事態に直面したら、労働組合に気軽に相談してください。



多くの外国人技能実習生が働く北海道。そこで暮らす私たちはこのテーマに向き合う必要がある——そう考え、今年のゼミでは、特定非営利活動法人 移住者と連帯するネットワーク（略称、移住連）の代表理事でもある鳥井一平氏が書かれた『国家と移民——外国人労働者と日本の未来』（集英社、2020年）をテキストの一冊にして学びました。労働組合の立場でこの問題に早くから取り組みを始めた鳥井氏の書かれたこの本をお薦めします。

日本を好きになる技能実習生が一人でも増えるよう、私たちも、引き続き学んでいきたいと思います。



ベトナム人技能実習生の皆さん。笑顔での帰国になって本当によかった。

2019年地域研修に参加したゼミの学生たち

1部生：大志田里咲、大谷真司、小川佳那子、小山悠介、酒井泰佑、佐野宏太
庄子健太、白谷鷹基、杉永波暉、中野公平、藤原勇哉、渡邊祐介

2部生：大久保圭、大坂響、小川凌生、河井色葉、菅野織瑛、坂田十勝、島田禎旦
鈴木優河、谷川侑弥、畑智貴、福井雄大、前田大喜、山内溪斗

学校で労働法・労働組合を学ぶ 札幌地域労組に聞いてみよう
労働組合ってどうすごいですか？ 外国人技能実習生編 vol.1

2020年8月発行

発行 川村雅則ゼミナール（北海学園大学）

TEL：011-841-1161（内2744）

e-mail：masanori@econ.hokkai-s-u.ac.jp